

定期健康診断 のススメ！



令和3年 1 1 月度
安全衛生委員会資料
産業医 西川菜摘

定期健康診断に関する法律

定期健康診断は1年に1回対象となる従業員が定期的に行わなければならないと労働安全衛生法第66条1項で義務づけられています。

✓ 労働安全衛生法第66条に基づき、

労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。
また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

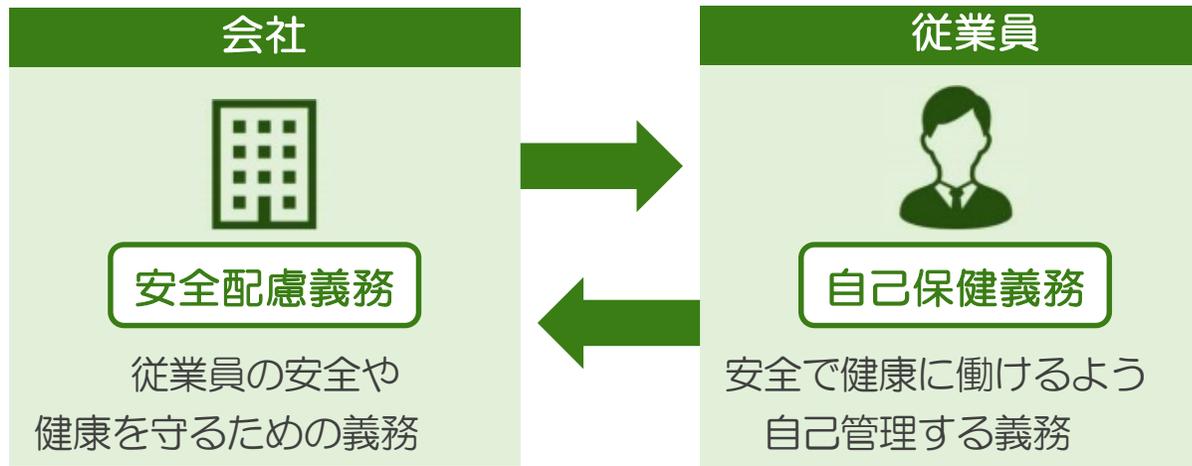
➔ 労働安全衛生法で定められている



安全配慮義務と自己保健義務

健康診断を受ける上で、安全配慮義務と自己保健義務の2つの義務を果たすこと大切
安全かつ健康に労働できるように、健康診断を受けましょう。

✓ 安全配慮義務と自己保健義務とは



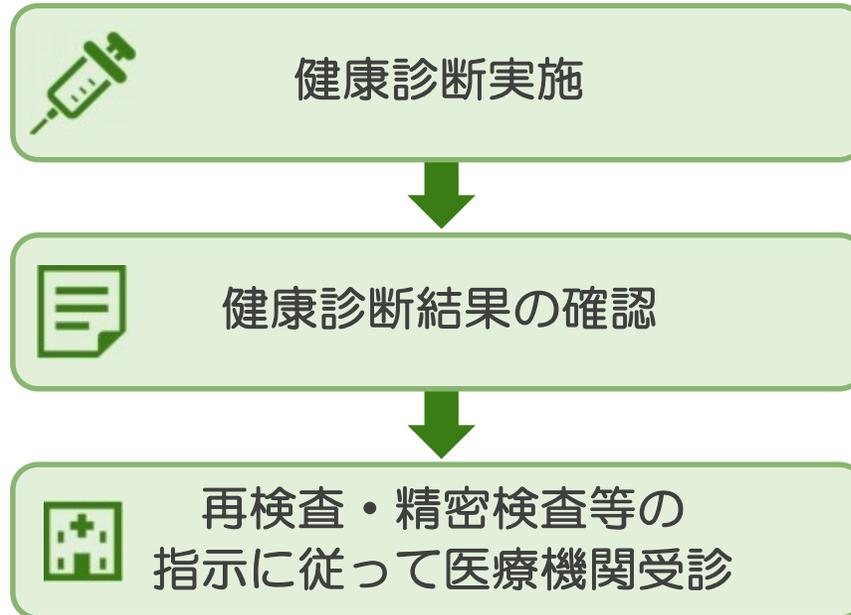
※ただし、育児休業や療養等により休業中の場合には、休業終了後、速やかに実施しなければなりません。

定期健康診断の目的

自覚症状のない初期の段階で異常を発見する事が目的

一次 予防	健康診断結果から 生活習慣の改善をし、 病気を予防する
二次 予防	病気を早期に発見し、 早期治療につなげる

約半数の人になんらかの
所見があります！



健康診断は「二次予防」



定期健康診断のメリット

定期的に受けてこそ、メリットがあります。
毎年受けて、ご自身の健康管理に役立てましょう。



自覚症状のない病気、特に**生活習慣病**を**予防**できる



毎年受ける事で、1年前の自分の健康状態を
経年変化で**チェック**できる



緊急入院するような**脳卒中**や**心筋梗塞**など
重篤な疾患の**徴候**が**発見**できる



疾病の**予防**・**早期発見**により、**長期入院**・**長期治療**しなくて
済むため、本人や家族にとっての**負担**が少ない

受診率**100%**を
目指しましょう！

